平成２１年　２月２５日
日本原子力発電株式会社

東海発電所、東海第二発電所　原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、茨城県知事及び東海村長との協議を経て、「東海発電所、東海第二発電所　原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、経済産業大臣へ届け出いたしました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、東海発電所並びに東海第二発電所の原子力防災体制の充実に努めて参ります。

以　上

別紙：「東海発電所、東海第二発電所　原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

（別紙）

「東海発電所、東海第二発電所　原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

平成２１年２月２５日
日本原子力発電株式会社

原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第７条１項の規定に基づき、東海発電所及び東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画を修正したので、同条第３項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表する。

１．修正の目的

原子力災害対策特別措置法施行規則の改正に伴う修正

２．修正年月日

平成２１年２月２５日

３．修正の内容

○「東海発電所原子力事業者防災業務計画」修正の主な内容

概　　要	修　　正　　内　　容
原子力災害対策特別措置法施行規則第１２条第１項の改正に伴う修正	原子力防災資機材（別表２－９）及び原子力防災資機材現況届出書（様式５）内の「熱ルミネセンス線量計」を「熱ルミネセンス線量計又は蛍光ガラス線量計」に修正
対外通報先名称修正	別図２－７－１、別図２－７－３のひたちなか市、水戸市の部署名を修正

○「東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」修正の主な内容

概　　要	修　　正　　内　　容
原子力災害対策特別措置法施行規則第１２条第１項の改正に伴う修正	原子力防災資機材（別表２－９）及び原子力防災資機材現況届出書（様式５）内の「熱ルミネセンス線量計」を「熱ルミネセンス線量計又は蛍光ガラス線量計」に修正
対外通報先名称修正	別図２－７－１、別図２－７－３のひたちなか市、水戸市の部署名を修正

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第１章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について
第２章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検及び防災教育・訓練の実施等平常時の備えるべき事項を記載
第３章 緊急事態応急対策等の実施	緊急事態が発生した場合の通報、退避誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について
第４章 原子力災害事後対策の実施	緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について
第５章 その他	他の原子力事業所への協力について

以　上